

大和市職員の職の設置に関する規則及び大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第19号

大和市職員の職の設置に関する規則及び大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 大和市職員の職の設置に関する規則(昭和40年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表出先機関、市立病院の項中「部長補佐」を「副看護部長」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和44年大和市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1、オの表6級、部長補佐の項中「部長補佐」を「副看護部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。